

A I デマンド交通運行システム導入業務委託仕様書

本仕様書は、A I デマンド交通運行システム導入業務委託について必要な事項を定めたものである。

1 業務委託名

A I デマンド交通運行システム導入業務委託

2 目的

デマンド交通運行システムは平成22年に導入して以来、運行システムと運行事業者である有限会社馬頭観光タクシー（以下「運行事業者」という。）のマンパワーによって運用してきた。

本町のデマンド交通は、那珂川町デマンド交通運行事業計画書（以下「事業計画書」という。）に基づき、運行事業者と運行契約を締結し運行してきたが、現在、指定乗降場所の大幅な追加、隣接市の総合病院への乗り入れ、運行時間短縮と便数の増加といった運行内容を改善するなど、事業計画書の見直し作業を進めている。

今後、見直された事業計画書に基づくデマンド交通運行システムの運用にあたり、現状の運行システムとマンパワーでは限界があることから、運行の利便性の向上と効率化を図ることを目的として、A I デマンド交通運行システムを導入する。

3 予定契約期間

本仕様書に基づく業務は、システムの導入業務として「A I デマンド交通運行システム導入業務委託」、導入後のシステム利用料、保守等を含む運用全般に係る業務として「A I デマンド交通運行システム運用業務委託」に分け、業務ごとに契約を締結する。なお、各業務の予定契約期間は下記のとおりとする。

- (1) A I デマンド交通運行システム導入業務委託（以下「システム導入業務」という。）
契約締結の日から令和8年12月21日（月）
※システム構築期限は、令和8年9月30日（水）まで
- (2) A I デマンド交通運行システム運用業務委託（以下「システム運用業務」という。）
契約締結の日から60か月間（長期継続契約による。）

4 業務工程表

令和8年10月1日から新たな事業計画書に基づいた運行を開始する予定なので、運行内容の変更を見越したシステム導入、データ移行、事業者研修、パンフレットデザインデータ作成、アプリ操作説明会等の業務工程表を作成し、提出すること。ただし、業務実施にあたり工程表は、契約締結後、協議のうえ変更することができるものとする、

5 運行概要

新たな事業計画書に基づく、運行概要は次のとおりとする。詳細は、「那珂川町デマンド交通運行事業計画書案」を参照すること。なお、事業計画書は今後、内容の一部を変更する場合があるものとする。

表「新たな事業計画書に基づく運行概要」

運行区域	那珂川町全域、佐良土センター（大田原市）、那須南病院（那須烏山市） 別添1 運行区域図のとおり
運行内容	自宅から指定乗降場所間及び指定乗降場所から指定乗降場所間を事前予約で運行
運行日	・月曜日から金曜日 ・土・日・祝日、年末年始（1/29～1/3）は運休
運行時間	7時30分～16時30分 1時間間隔で10便運行
運行事業者	有限会社馬頭観光タクシー（本町とデマンド交通運行契約締結済み）
運賃	1人1回300円、小学生100円 那須南病院行き1人1回1,000円、小学生300円
指定乗降場所	公共施設、地域活動拠点施設、医療機関、金融機関及びスーパー等小売店など 103箇所
乗合設定	乗合あり
車両台数	最大7台/日（ワゴン専用車3台、セダン車4台）
予約受付	○予約センター（有限会社馬頭観光タクシー内）開設時間 8時～16時 ○予約受付時間 ・電話による予約の場合は、予約センター開設時間内とし、アプリによる場合は、 24時間受付 ・利用を希望する3日前から、各車両30分前まで ・7時30分出発及び那須南病院行きの便については、前日（出発便が月曜日の場合は金曜日）の16時まで

○旧計画との主な変更点

変更事項	変更前	変更後
運行時間	1時間30分間隔 6便	1時間間隔 10便
運賃	小学生料金設定なし	小学生料金設定追加 100円
	町外料金設定なし	町外料金設定追加
指定乗降場所	47箇所	103箇所
車両台数	最大6台（ワゴン3台、セダン3台）	最大7台（ワゴン3台、セダン4台）
予約方法	電話受付 電話予約センターNTT回線	電話受付及び専用アプリ 電話予約センター携帯電話（2台）

○登録者数及び乗車人数の状況

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
登録者数（人）	2,685	2,757	2,646
乗車人数（人）	7,697	7,065	7,648

6 新たな事業計画に基づく新サービス提供までのスケジュール

新たな事業計画に基づく新サービス提供までのスケジュールは次のとおりとする。なお、スケジュールは変更する場合がある。

令和8年	7月	1日	事業計画策定
	9月	10日	町広報誌にて新サービスの周知開始
	10月	1日	AIデマンド交通運行システム正式運用開始 新サービスの運用開始
			・出発時間及び便数の変更（6便→10便） ・指定乗降場所の追加（47地点→103地点）
		10日	新サービスパンフレット全戸配布
	11月	中旬	ユーザーアプリ操作説明会（2地区各1回予定）

7 本業務における役割

(1) 町

AIデマンド交通運行システムの発注及び契約、関係機関調整、ユーザーアプリ操作説明会開催

(2) 運行事業者

車両・運転手の手配、運行管理、予約センター運営、ユーザーアプリ操作説明会支援

(3) 受託者

システム設計・構築業務、工程管理、旧システムからのデータ移行、システム操作等研修、ユーザーアプリ操作説明会支援、システム運用業務

8 業務内容

(1) システム導入業務

①システム設計・構築業務

ア 本町と綿密な打ち合わせを行い、使用者及び運行事業者の利便性向上に配慮した設計とすること。

イ 業務の工程管理を行うこと。

ウ AIデマンド交通運行システムについて、システム要件を満たし、事業計画書に沿った運行を可能とするシステムを構築すること。

②データ移行業務

ア 旧システムのデータをシステムへ移行すること。

イ システム導入に併せて、旧システムで運用しているCTIシステムによる予約電話受電時の加入者情報のディスプレイ表示をやめ、運行事業者が準備するスマートフォン2台での予約電話受電に切り替えるので、旧システムに登録された加入者名及び電話番号のデータを運行事業者が導入するスマートフォンへ移行すること。

③操作研修業務

- ア 本町担当者及び運行事業者職員に対し、運行事業者事務所において、システムに係る操作研修会を実施すること。
- イ デマンド車両に同乗のうえ、デマンド車両運行に関わる全てのドライバーに対し、タブレット操作を指導すること。
- ウ ユーザーアプリ操作説明会における説明資料データの作成及び説明会時の操作説明等の支援をすること。なお、説明会は、2地区で各1回ずつ開催を予定している。

④その他運行に係る業務

- ア タブレットの通信回線の納入に際し、初期導入費は、システム導入業務に含めること。
- イ 運行概要、利用方法及び指定乗降場所マップ等の内容変更を町民に周知するためのパンフレット画像データを制作すること。納入の時期は、契約締結後、改めて本町と協議のうえ決定すること。A3サイズの2つ折り4Pで想定しているが、内容については、協議のうえ決定する。パンフレットのデザイン作成にあたり必要な情報は本町が提供し、デザインの著作権は本町に帰属するものとする。なお、印刷は提出されたデータにより、本町が行う。

(2) システム運用業務

①使用料等

- ア システムのライセンス使用料を含めること。
- イ ドライバー用タブレットは、受託者が通信回線とあわせて納入すること。なお、タブレットの基本ソフトはiOS又はAndroidとし、予備機を含め、8台分のタブレットのレンタル及び通信回線に係る月々の費用について含めること。

②保守・運用業務

- ア 本町及び運行事業者からの電話、電子メール及びオンライン等による問い合わせの受付を行うこと。
- イ システム障害が発生した際は、速やかに復旧の措置を講じること。
- ウ 障害の原因や対応状況について、復旧までの間、本町及び運行事業者者に随時報告すること。

9 システム要件

(1) システム基本要件

- ア クラウド型システムで構成されていること。
- イ AIを活用した効率的な自動配車、自動ルート生成が可能であること。
- ウ 専用スマートフォンアプリ（以下「アプリ」という。）からの乗車予約が可能であること。また、同様の機能を備えたWebからの予約は必須としないが、可能である場合、提案書に記載すること。
- エ 利用者からの予約（電話又はアプリ）を受け付け、瞬時に運行車両へ乗車降車情報をリアルタイムに配信できること。
- オ 予約締切時間を任意に指定することができること。

(2) ユーザーアプリシステム要件

- ア 登録者数の上限がないこと。
- イ 利用者の登録から予約まで、全てオンライン上で実施可能であること。
- ウ 目的地を指定して予約できること。
- エ 予約状況の確認ができること。
- オ 車両位置情報の確認ができること。
- カ 乗車及び降車ポイントの地図を表示できること
- キ ユーザーアプリ上で利用者自身が頻繁に使用する乗降ポイントをお気に入り登録するなど、予約の簡易化を実現できる機能を有すること。
- ク iOS と Android 双方に対応すること。

(3) ドライバー向けシステム要件

- ア ドライバーに対し、利用者の乗降場所や運行ルートの表示など、ナビゲーション機能を有すること。
- イ 運行に必要な情報（利用者メモ、乗降場所メモなど）を共有する機能を有していること。
- ウ 利用者が乗車及び降車した情報を、システムサーバへ送信する機能を有していること。
- エ インターネット回線のトラブル等でシステムサーバと通信ができない場合でも、運行が継続できること。
- オ ドライバーアプリは iOS か Android いずれかに対応すること。

(4) 管理者向けシステム要件

- ア 管理者Webは指定のURLにアクセスすることで利用可能とすること。
- イ 管理者Webにて運行車両の予約状況・位置情報を確認できること。
- ウ 管理者Webにて運行する車両を登録、修正、削除できること。
- エ 管理者Webにてドライバーの運転シフトを登録、修正、削除ができること。
- オ 管理者Webにて利用者情報を登録、修正、削除できること。
- カ 管理者Webにて利用者の予約状況を把握できること。また、予約情報を登録、修正、削除できること。
- キ 管理者Webにて乗降場所の削除や追加等の設定ができること。
- ク 登録できる乗降場所数の上限がないこと。
- ケ 日別、時間帯別等の運行実績を随時確認できること。
- コ 運行実績を無料でエクセルやCSV等のファイル形式でダウンロードすることが制約なく実施できること。
- サ 電話での予約を受け付ける際に、オペレーターにより手動登録ができること。

(5) セキュリティ要件

- ア 個人情報の保護に配慮するなど、利用者が安心して利用できる対策を実施していること。
- イ ウイルス対策・不正アクセス対策（脆弱性対応）を行うこと。

- ウ サーバソフトウェア・システム・DB 等への不正アクセス等の状況を適切に確認すること。
- エ 情報セキュリティに関する認証等を取得している場合、取得した認証等の名称について、様式第4号会社概要調書の認証取得欄に記載すること。

(6) その他の提案

本仕様書は、最低限必要と考えている事項を記載したものであり、受託者は事業計画書に基づくデマンド交通運行に際し、利便性と効率化の向上を図ることを目的として、その専門的立場から他自治体の事例や今後の技術革新を見据え、本業務の費用の範囲内において効果的な提案がある場合は、積極的な提案を求める。

10 保守・運用体制

栃木県内又は近接都県内に本社又は営業所を有し、現地での運用及び保守体制を構築できること。

11 参考見積

本業務に関する参考見積を提出すること。経費見積の対象は次のとおりである。なお、記載された費用については、評価するための金額であり、本業務委託の契約の締結にあたっては、本町と受託者間において改めて協議のうえ決定するものとする。

(1) システム導入業務に関する費用

本仕様書8(1)システム業務内容①システム設計・構築業務、②データ移行業務、③操作研修業務、④その他運行に係る業務について記載すること。

(2) システム運用業務に関する費用

本仕様書8(2)システム運用業務①使用料等、②保守・運用業務について記載すること。令和8年10月1日から令和9年3月31日までの6か月間の費用合計について記載すること。参考までに、令和8年10月1日から令和13年9月30日までの60か月間のシステム運用業務に関する費用についても記載すること。

12 納品物

下記のとおり、必要部数で指定する納品物は紙で、デジタルデータはCD等のデジタル媒体で本町が指定する場所に納品すること。

- ①サービス説明書・・・3部及びデジタルデータ
- ②システム設定書・・・3部及びデジタルデータ
- ③アプリ利用マニュアル・・・3部及びデジタルデータ
- ④保守・運用体制図・・・3部及びデジタルデータ
- ⑤ドライバー用タブレット端末・・・8式(予備機含む)
- ⑥タブレット用通信回線・・・8式(予備機含む)
- ⑦利用者への操作研修用資料データ・・・1部及びデジタルデータ
- ⑧パンフレットデザインデータ・・・1部及びデジタルデータ

13 秘密の保持

本業務の履行に関して知り得た情報を他に利用、開示してはならない。また、個人情報の取り扱いについては、本町個人情報保護条例を遵守するものとし、データの秘密保持について万全の管理を行うこと。

14 再委託の制限等

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委任し、請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、あらかじめ本町の承諾を得なければならない

15 その他の事項

- (1) 本町は、本業務の処理状況について随時調査し、必要な報告を求め、監査することができる。また、本業務の実施について、必要な事項に係る指示をすることができる。
- (2) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義が生じた場合は、必要に応じて協議し、定めるものとする。
- (3) 本業務に際し、運行事業者からの要望により仕様の変更が生じた場合は、協議のうえ定めるものとする。

16 問合せ先

〒324-0692 栃木県那須郡那珂川町馬頭 555 番地

那珂川町生活環境課 生活交通係 担当：露久保、仲野

メール：skotsu@town.tochigi-nakagawa.lg.jp

電話：0287-92-1110 FAX：0287-92-3699

別添 1

運行区域図

本事業での運行区域

太枠内那珂川町の全域約 193 km²、佐良土センター（大田原市）、那須南病院（那須烏山市）

